

実際 どうなの

第 57 回

文／

おしどりマコ

Text by OSHIDORI Mako

針金アート・写真／

おしどりケン

Wire art & Photo by OSHIDORI Ken

長引く原発訴訟 生きている間に判決を！

おしどりまこ・けん

よしもとクリエイティブ・エージェンシー所属の夫婦漫才コンビ。DAYS JAPAN 編集委員、「沖縄・球美の里」理事。福島原発事故以降、政府や東電の記者会見に出席、また現地取材も積極的におこなっている。その模様は、以下で公開中。



© Tsukasa YAJIMA

<http://oshidori-makoken.com/>
<http://www.magazine9.jp/oshidori/>
http://blogs.yahoo.co.jp/oshidori_ken_blog
<http://ch.nicovideo.jp/oshidori>

「『生業を返せ！ 地域を返せ！』福島原発訴訟」を通称「なりわい訴訟」、「福島原発被害千葉集団訴訟」を通称「なりわい訴訟」といいます。1月30日は前者の取材で福島地裁に、翌31日は後者の取材で千葉地裁に行ってきました。今年、原発事故の集団訴訟の第1審の判決がどんどん出てきます。群馬の「原子力損害賠償請求訴訟」は昨年10月31日に結審しましたが、千葉は1月31日に結審、そして福島のみなりわい訴訟。この3つの判決が全国の原発事故の集団訴訟に先駆けて、今年に出てくるのです。

そのうち、なりわい訴訟とちば訴訟は、双子ちゃんの裁判というか、弁護団が協力し合っています。なぜかという、争点に同じものがあるから。一言でいうと、原発事故の責任論、つまり「津波の予見可能性」と「事故の回避

性」。簡単にいうと、「想定外というけれど、この津波の高さは予測できなかったんじゃないの？」「津波で電源喪失することって予測できたんじゃないの？」と「電源装置を高いところに置いたり、堤防を高くしたり、海水の侵入口を密閉したり、いろいろ対策できなかったんじゃないの？」というようなこと。ちば訴訟の結審で、原告の方々が意見陳述をされました。お子さんが2人いるお母さまの原告。福島の中通りの避難指示区域外に住んでいたのですが、千葉へ避難されました。「原発事故の当時は、放射線の拡散状況を知らされることもありませんでした。が、その後新聞などで知り、とても不安になりました」

そしてお子さんの内部被曝を調べようと、尿検査をされたのです。「子どもたち2人とも、尿からセシウムが検出されました。目の前が真っ暗になり、このまま汚染された土地で暮らし続けていては、子どもたちを守ることができないと避難を決意しました」

でも移住後、お子さんたちは新しい環境に慣れず、さらに福島の家を買い

きつと、お母さまはだんなさんと桜をご覧になつてますね。

「たとい低線量ではあっても被曝し続けます。避難指示区域外でも、回りの人が異常な鼻血を経験しています。これからの未来もこの汚染された土地で暮らし、不安を抱えながら生きていかなければならない私たちに対し、国や東京電力はきちんと責任を取ることを要請いたします」

手も見つからず、その家の住宅ローンの返済を継続しながら避難生活を続けることは経済的に無理、そして「福島へ帰還するしか方法はありませんでした」と続けます。